

社会福祉施設等における事故発生時の報告取扱要領

1 目的

この要領は、社会福祉施設等において利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合の県及び市町村への報告の取扱いを定め、もって、類似する事故の再発防止及び利用者の処遇向上を図ることを目的とする。

2 対象施設

別紙 1 の施設種別に定める社会福祉施設等（以下「施設」という。）とする。

3 報告の範囲

各施設は次に該当する場合、報告を行うこととする。

なお、事故が発生した場合は、直ちに電話又は F A X 等により第一報を行い、その後に 5 に定める書式により報告すること。特に食中毒及び感染症については、初動の遅れにより発症者が広まるおそれがあるため、病原体が確定する前であっても症状からその疑いが持たれた時点で第一報を行うこと。

(1) 利用者の負傷又は死亡事故その他重大な人身事故の発生

- 1 施設内における事故のほか、送迎・通院等の間の事故を含む。また、在宅福祉事業についても同様とする。
- 2 負傷の程度については、外部の医療機関で受診（入院程度）を要したものと及び後遺障害が残る可能性があるものとする。
- 3 施設側の過誤、過失の有無は問わない。
- 4 利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に係る疑義により家族とトラブルになったときは報告すること。

(2) 食中毒及び感染症の発生

- 1 関連する法令に定める届出義務がある場合は、これに従うとともに、当該要領にも従い報告すること。
- 2 感染症は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第 6 条第 1 項に定める感染症のうち、5 類感染症以外のものとする。
ただし、5 類感染症であっても、インフルエンザ等が施設又は事業所内に蔓延する等の状態になった場合には、報告すること。

(3) 職員（従業員）の法令違反、不祥事等の発生

利用者からの預り金の横領など利用者の処遇に影響のあるものについては、報告すること。

(4) その他、報告が必要と認められる事故の発生

利用者の無断外出等による行方不明者の発生等利用者の生命、身体に重大な結果を生じるおそれがある事案が発生している場合等は報告すること。

4 報告先

各施設は、3 で定める事故が発生した場合は、別紙 1 に定める報告書提出先（2 種類以上の施設を運営するいわゆる大型法人が設置する施設については県担当課）に速やかに報告すること。

報告には利用者の個人情報が含まれるため、その取扱いに十分注意すること。

5 報告の書式

別紙 2 「社会福祉施設等事故報告書」を標準とする。

ただし、食中毒及び感染症の発生については、別紙 3 「社会福祉施設等事故報告書（感染症等）」を標準とし、病原体が確定する前であっても、症状からその疑いが持たれた時点で速やかに第一報を行う。さらに事態が終息した時点で、同じく別紙 3 を用い対応報告を行うこと。

6 介護保険法及び障害者自立支援法における事故報告との関係

介護保険事業所については、「介護保険事業者における事故発生時の報告取扱要領」に基づき報告を行うこと。

また、障害者自立支援法に基づく施設・事業所については、本取扱要領による報告をもって、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第40条第1項」、「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第54条第1項」、「障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準第28条第1項」、「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準第32条第1項」、「障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準第17条第1項」、「障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準第16条第1項」及び「障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準第43条第1項」に基づき事業者が県に対し行う報告とする。

附 則

この要領は平成21年4月1日から施行する。

別紙 1 (2 関係)

対象施設及び報告書提出先

施設種別	報告書提出先	県担当課
児童福祉施設 (保育所、児童厚生施設、母子生活支援施設、児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、児童家庭支援センター、情緒障害児短期治療施設)	所管の地域県民局地域健康福祉部 (福祉総室又は福祉こども総室)	こどもみらい課
児童福祉施設 (知的障害児施設、知的障害児通園施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設)	所管の地域県民局地域健康福祉部 (福祉総室又は福祉こども総室)	障害福祉課
障害者施設 (障害者支援施設、障害福祉サービス事業、相談支援事業、旧身体障害者更生援護施設、旧知的障害者援護施設、旧精神障害者社会復帰施設、小規模通所授産施設)	所管の地域県民局地域健康福祉部 (福祉総室又は福祉こども総室) 精神障害関係施設は保健総室	障害福祉課
生活保護施設 (救護施設)	所管の地域県民局地域健康福祉部 (福祉総室又は福祉こども総室)	健康福祉政策課
老人福祉施設 (養護老人ホーム、軽費老人ホーム、生活支援ハウス、老人福祉センター、有料老人ホーム) (介護予防) 特定施設入居者生活介護を除く	所管の地域県民局地域健康福祉部 (福祉総室又は福祉こども総室)	高齢福祉保険課

- 注) 1 対象施設は県が所管する施設等とする。(青森市所管施設は青森市への報告が必要)
- 2 2 種類以上の施設を経営する等のいわゆる大型法人が設置する施設については、上記の表中の報告書提出先によらず、直接、県担当課に報告すること。
- 3 第一報は、文書作成を待たず電話又は F A X 等により、事故発生後遅滞なく行うこと。
- 4 保育所、児童厚生施設、母子生活支援施設及び障害者施設等については、上記以外に市町村への報告についても留意すること。
- 5 児童福祉施設(保育所、児童厚生施設及び母子生活支援施設を除く)については、上記以外に、「児童福祉施設等入退所事務取扱要領」により、児童相談所へも報告を行うこと。

社会福祉施設等事故報告書

平成 年 月 日

法人名称及び代表者等氏名
(氏名)

印

当施設において、次のような事故が発生したので報告します。

1 事業所	施設名及び所在地	施設名 所在地 電話番号
	施設種別	
	施設長氏名	
2 事故対象者 (利用者又は入所者)	氏名等	氏名 (男・女) 年 月 日生(歳) 住所 電話番号
	家族等の状況	
3 事故の概要	発生日時	平成 年 月 日 (曜日) 時 分
	発生場所	
	種別 (該当するものに をする)	利用者の死亡、利用者の負傷、職員の法令違反、不祥事 その他 ()
	内容 (経緯、発生状況、事故対象者の状況、原因等を記載)	
4 事故時の対応	発生時の対応 (応急処置、家族等への連絡状況、医療機関への搬送状況等を記載)	家族への連絡(有・無) 利用決定機関への報告(有・無) (機関名:)
5 事故後の対応	搬送後又は治療後の利用者の状況(病状、入院の有無等)	
	家族への対応 (報告・説明)	
	地域県民局又は県本庁への第一報(報告年月日、内容)	
	損害賠償等の状況 (損害保険利用の有無)	
6 再発防止策		

事故が発生した場合は、本様式作成を待たずに、直ちに電話等により第一報を行ってください。
事故について、詳細な記録(介護、看護記録等)や図がある場合は、併せて添付してください。
記入欄が不足する場合は、適宜項目を拡張するか、別紙に記載して下さい。

発症者氏名

No.	氏名	性別	年齢	入院・通院の別、症状等について	備考（利用者・職員の別、等）
1		男・女	歳		
2		男・女	歳		
3		男・女	歳		
4		男・女	歳		
5		男・女	歳		
6		男・女	歳		
7		男・女	歳		
8		男・女	歳		
9		男・女	歳		
10		男・女	歳		
11		男・女	歳		
12		男・女	歳		
13		男・女	歳		
14		男・女	歳		
15		男・女	歳		
16		男・女	歳		
17		男・女	歳		
18		男・女	歳		
19		男・女	歳		
20		男・女	歳		
21		男・女	歳		
22		男・女	歳		
23		男・女	歳		
24		男・女	歳		
25		男・女	歳		

記入欄が不足する場合は、適宜項目を拡張するか、コピーしてください。